

【改訂の概要】

福岡市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル改訂版 2014

《目次》

1. 改訂の経緯	・・・1
2. 改訂のポイント	
(1) 移動等円滑化経路について	・・・2
(2) 福祉型トイレ内の設備や機能の分散化について	・・・6
(3) 案内・誘導における音声などの情報提供について	・・・7
(4) 色覚障がい者に配慮された案内表示について	・・・8
3. 改訂の主な項目と内容	
(1) 概要編	・・・10
(2) 設計編	
2-1 建築物	・・・10
2-2 交通機関の施設	・・・12
2-3 道路	・・・13
2-4 公園	・・・14
2-5 路外駐車場	・・・14
2-6 開発行為に係る施設	・・・15
(3) 資料編	
3-1 技術的資料	・・・15
3-2 関係法令等	・・・15
コラム	・・・16
巻末	・・・16

福岡市

平成26年11月

1. 改訂の経緯

〔福祉のまちづくり条例 制定〕

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け、またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく、平成10年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例」、翌11年4月には「同条例施行規則」を施行し、施行規則と同時に整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を作成して、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などのバリアフリー化を進めてきました。

〔施設整備マニュアル 改訂〕

平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー法)を踏まえて策定した「福岡市バリアフリー基本計画」(平成25年4月)や、国の各施設別「移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省監修)」などが改訂等されたことから、今回、『施設整備マニュアル』を改訂しました。

改訂にあたっては、利用当事者にアンケート調査を行い、その結果を反映させるなどして整備基準の考え方や配慮事項などの内容を充実させました。

なお、施設整備マニュアル改訂版の内容については、平成27年4月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

2. 改訂のポイント

施設整備マニュアル改訂のポイントは以下の通りです。

(1) 移動等円滑化経路について

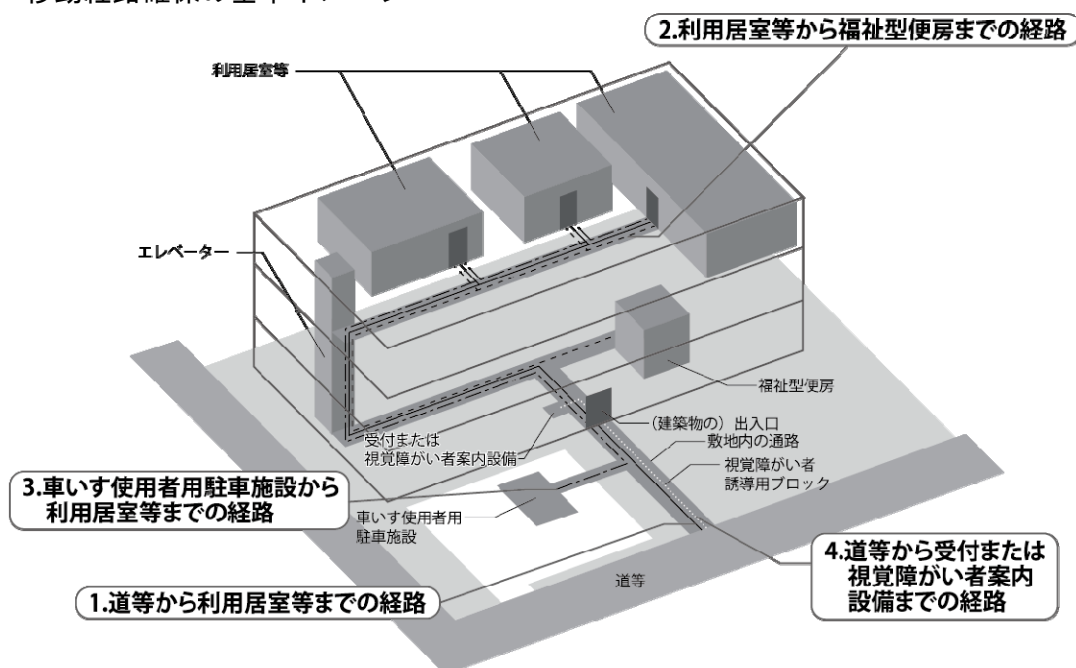
出入口やトイレなどの場所ごとのバリアフリー化はもとより、それらをつなぐ連続的な移動動線の確保が重要であるとの視点を踏まえ、「建築物」、「交通機関の施設」、「公園」、「路外駐車場」において、段差なく通行できる経路(以下、「移動等円滑化経路」)確保の考え方を整理しました。

①建築物

道路や敷地内の通路から不特定かつ多数の者が利用する室までは、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全で連続的に移動・利用ができるように計画することについて記載しました〔本編p46～48〕。

下図の「1. 道等から利用居室等までの経路」、「2. 利用居室等から福祉型便房までの経路」、「3. 車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路」については、それぞれ1以上を移動等円滑化経路とすることを求めています。また、「4. 道等から受付または視覚障がい者案内設備までの経路」については、1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路(視覚障がい者移動等円滑化経路)とすることを求めています。

移動経路確保の基本イメージ

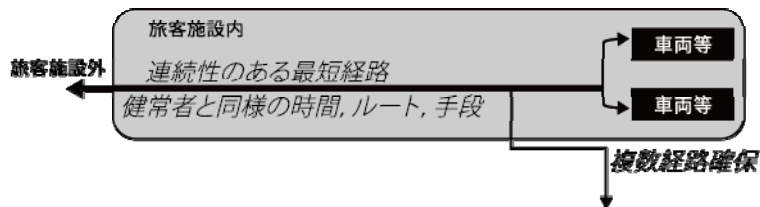


②交通機関の施設

国のガイドラインを踏まえ、◆望ましい整備内容として、移動等円滑化経路を複数設けることが望ましいこと、◇標準的な整備内容として、線路によって地域が分断されている場合の移動等円滑化経路確保の考え方について追記しました〔本編p193〕。

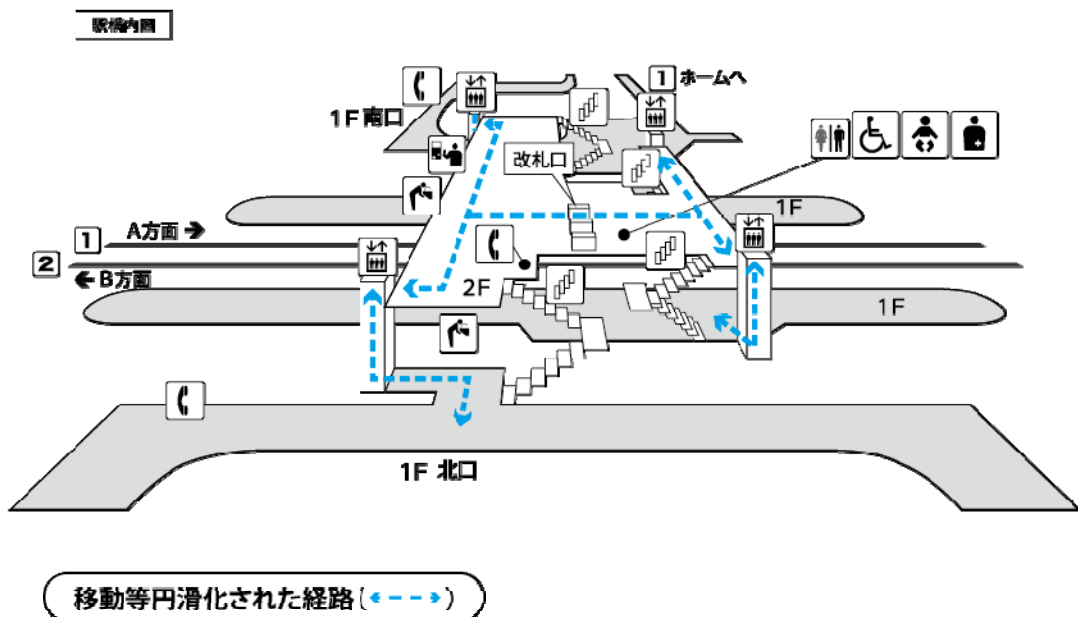
◆主動線が利用できない緊急時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望まれます。

移動経路確保の基本イメージ



◇線路によって地域が分断されている場合など、離れた位置に複数の出入口があり、それぞれの出入口の利用者数が多く、それぞれの出入口からの経路案内が利用者から期待される場合は、その全ての主要出入口からの移動等円滑化された経路を確保します。

線路で地域が分断された駅舎の整備例



◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容

③公園

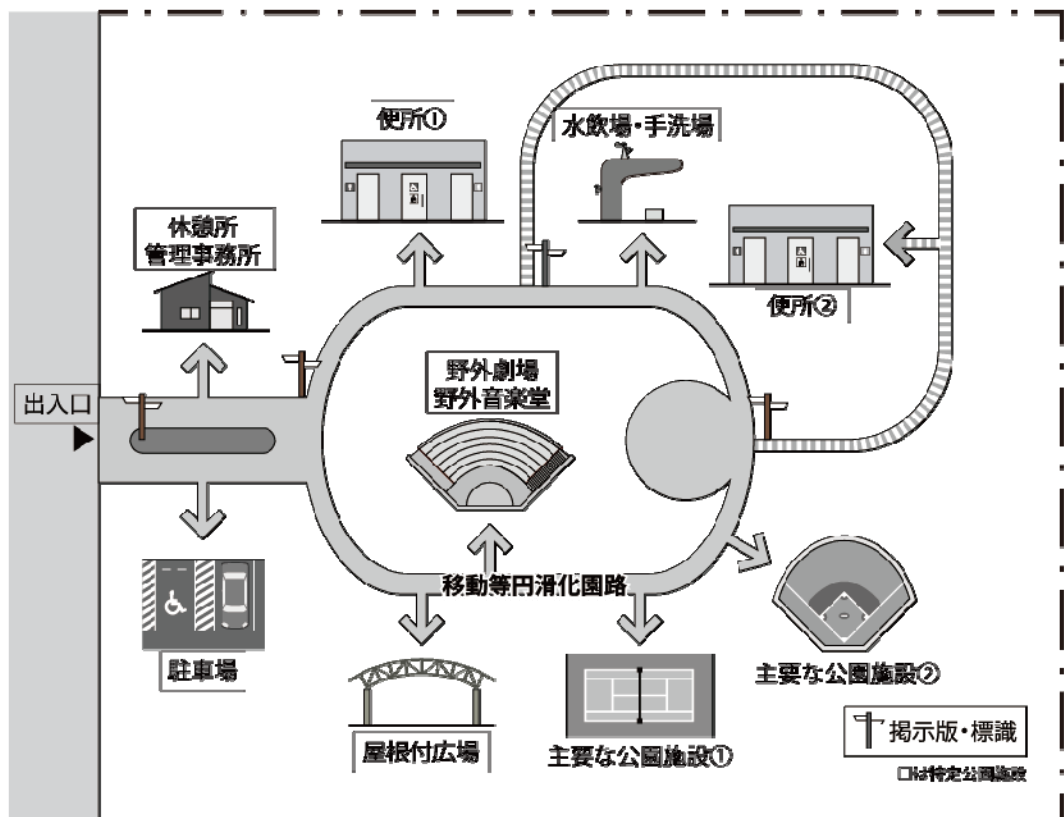
整備基準に適合する公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合の移動等円滑化園路確保の考え方を記載しました〔本編p309〕。

◇整備基準に適合する公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、高齢者、障がい者等、誰もが安全で連続的に移動・利用ができる園路（以下、「移動等円滑化園路」という。）は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させます。

◇主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させます。

◇掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させます。

移動等円滑化園路の概念図



◇: 標準的な整備内容

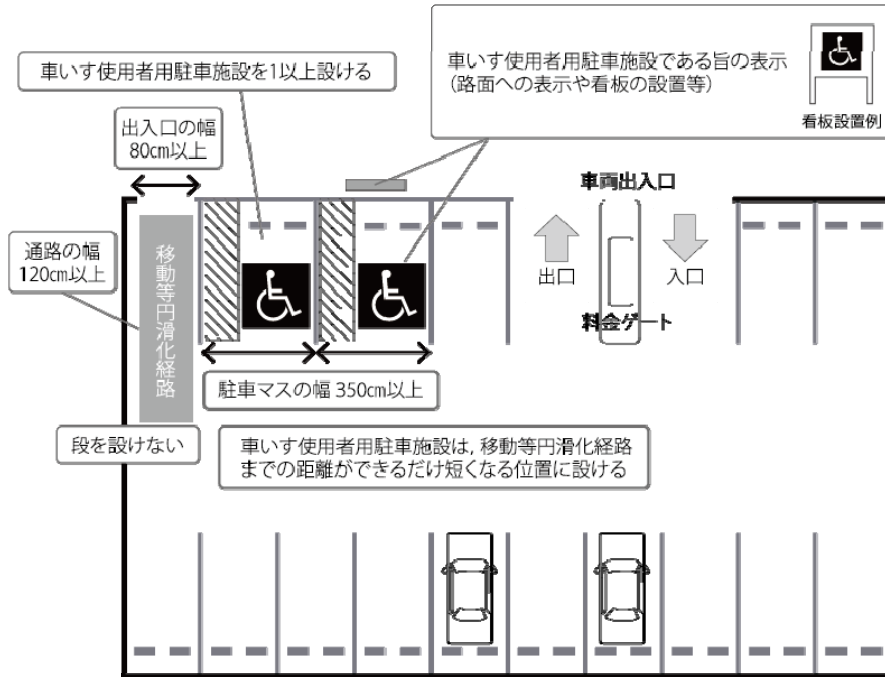
④路外駐車場

移動等円滑化経路について、○整備基準及び♥誘導基準の内容を明確にするとともに、基本的な考え方として概念図を記載しました〔本編p359～360〕。

○出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の通路のうち、1以上は車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路又は車いす使用者用昇降機などの整備を行います。

♥出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の主要な通路については、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路又は車いす使用者用昇降機などの整備を行います。

移動等円滑化経路の概念図



○:整備基準 ♥:誘導基準

(2) 福祉型トイレ内の設備や機能の分散化について

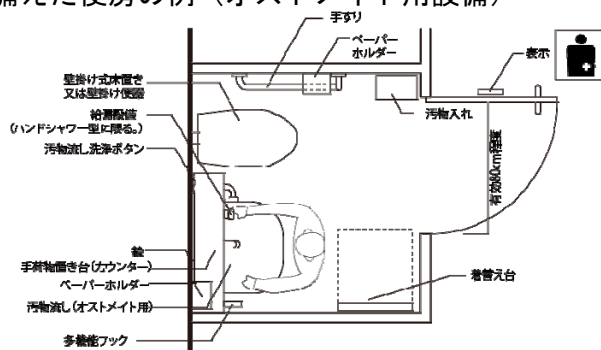
福祉型トイレが多機能化し、利用者が集中していること等の傾向を踏まえ、車いす使用者などの利用上の不便さを軽減することを配慮し、「建築物」、「交通機関の施設」、「公園」において、福祉型トイレからの機能分散の考え方を記載しました。〔本編p90, 221, 324〕

なお、オストメイトのための設備の整備を求めている場合は、1以上を福祉型便房内に整備したうえで機能分散を図ります。

考え方①：個別機能を備えた便房の設置

福祉型便房の利用集中を軽減するために、車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房を設置します。

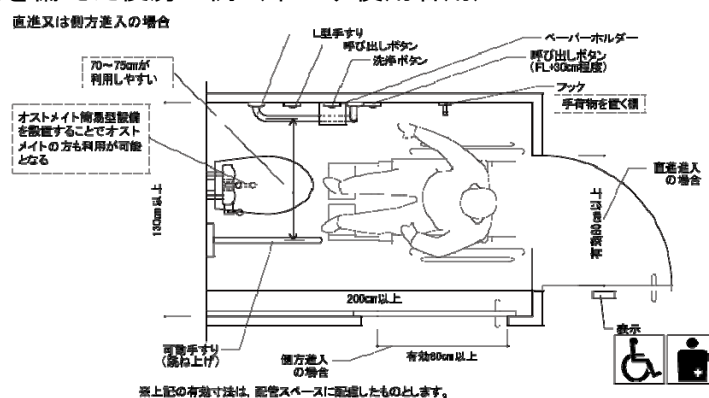
個別機能を備えた便房の例（オストメイト用設備）



考え方②：福祉型便房と簡易型機能を備えた便房の設置

車いす使用者用便房に他の機能を付加した便房を設置する場合は、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置します。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房(福祉型便房を含む)を1か所以上設けた上で設置します。

簡易型機能を備えた便房の例（車いす使用者用）



考え方③：福祉型便房の設置

施設用途を十分に考慮して福祉型便房のみで十分に機能する場合は、福祉型便房を設置します。この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望まれます。

(3) 案内・誘導における音声などの情報提供について

視覚障がい者の案内・誘導のための設備である音声案内について、これまでの記載内容に加え、国のガイドラインを踏まえ、実態に沿った整備の考え方として「建築物」及び「交通機関の施設」において、記載内容を充実させました。

①建築物

出入口の音声誘導装置等〔本編p52〕及び、標識類の視覚障がい者用案内設備〔本編p160〕において、下記の内容を追記しました。

- ◆ 音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。
- ◆ 役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。
- ◆ チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

②交通機関の施設

これまで、「個別の音案内のガイドライン」として音案内の基本的な考え方や整備する上での留意事項として掲載していたが、国のガイドラインの改訂を踏まえ、下記の内容について記載内容を充実させました〔本編p239～240〕。

車両等の運行に関する案内	音声案内	◇車両等の発車番線、発車時刻、行先、経由、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送します。
		◇同一のプラットフォーム上では異なる音声等で番線の違いがわかるようにします。
鉄軌道駅のプラットフォーム上の階段	音響案内	◇音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性・周辺騒音に応じて、設置位置、音質、音量、ホーム長軸方向への狭指向性等を十分に配慮し設置します。
音響計画		◆指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避けた音響計画を実施することが望まれます。

◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容

(4) 色覚障がい者に配慮された案内表示について

色覚障がい者に配慮した案内表示について、国のガイドラインを踏まえ、下記の内容について記載内容を充実させました。

①視覚障がい者誘導用ブロックについて

「建築物」及び「道路」において、視覚障がい者誘導用ブロック等の色の考え方として、国のガイドラインで示されている指標を新たに追記しました〔本編p133, 285〕。

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、原則として黄色とします。やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は、周辺の床の仕上げと輝度比 2.0 以上を確保します。

輝度比

・輝度比は以下の式で算出できます。

輝度比＝

視覚障がい者誘導用ブロックの輝度(cd/m²) ÷ 舗装路面の輝度(cd/m²)

輝度比2.8の例



②ロービジョンに関する情報提供について

視覚障害者手帳の交付を受けている方のうち、約7割が視覚活用が可能なロービジョン者であることを踏まえ、ロービジョン者の特性やロービジョン者に配慮した施設整備のあり方をコラムとして掲載しました〔本編p65～67〕。

ロービジョン者の見え方

視野(ものが見える範囲)に不自由さがある方の見え方について考えてみます。下記は見え方の例であり、他にもさまざまな見え方があります。



▲通常視力の場合

眼科でスタッフが検査室へ案内しています。スタッフが1m離れた距離から呼んでいるとします。



▲視力が弱い場合
(視力0.02の見え方)

0.02位の視力では、1m先のスタッフの眼と鼻、口が存在がわかる程度で、細かな表情をとらえることは難しい状態です。



▲視野が狭い場合
(視野10°の見え方)

人の動きが多い待合室では、1mの距離からスタッフが声かけをした場合、顔の全体がやっと把握できる程度で、案内している手を同時に見ることはできません。



▲一部分が見えない場合
(中心暗点の見え方)

中心暗点がある方は、視野10°など視野が狭い方よりもさらに見え方に限界があります。

◇:標準的な整備内容

③カラーバリアフリーについて

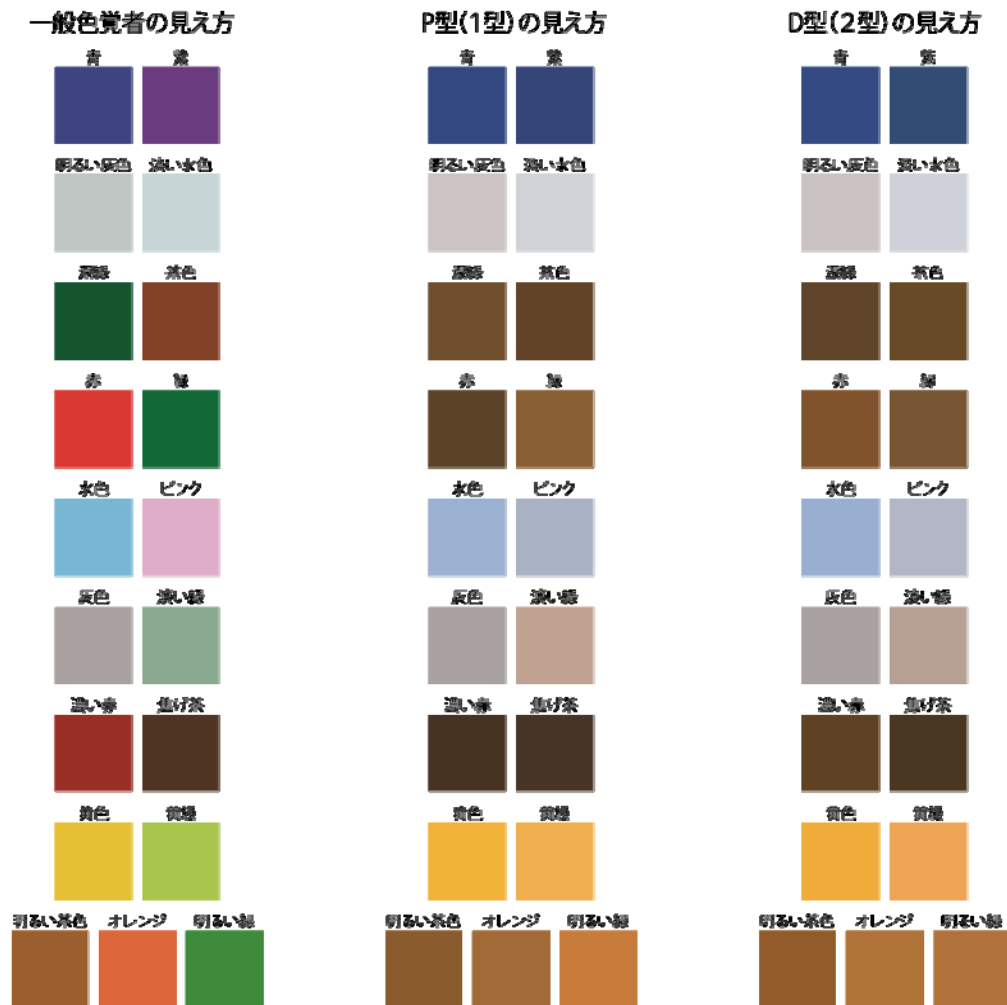
色の見え方が一般的な見え方と異なる色覚障がい者の特性及び色覚障がい者に配慮した「カラーバリアフリー」のあり方を技術的資料として掲載しました〔本編p383～385〕。

色覚に障害のある人の見え方

「P型(1型)色覚」、「D型(2型)色覚」の人は、水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴があります。案内表示などの色遣いについては、対比させる色の選び方への配慮が求められます。

また、後天的色覚障がい者は、コントラストに対する識別がしにくい等の特徴があり、高いコントラストの設定が求められます。

色覚に障がいのある人の見え方の例



※色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なります。

3. 改訂の主な項目と内容

施設整備マニュアル改訂版 2014 の改訂の主な項目と内容は以下の通りです。

1. 概要編

頁	項目	主な改訂内容	
8	福岡市における福祉まちづくりの取組み	新規	バリアフリーのまちづくりの推進方策について「福岡市バリアフリー基本計画」より抜粋して掲載。
13	1-3.バリアフリー整備の対象と基準の適合	変更	対象施設, 特定施設, 整備基準の遵守等について, 条例, 施行規則を踏まえた記述に変更。
15	対象施設一覧表	変更	〔施行規則改正〕 3 道路, 4 公園について港湾法の適用を変更。
16	1-5.特定施設の手続き等	変更	〔施行規則改正〕 路外駐車場の事前協議書などの提出期限を変更。

2. 設計編

共通事項

頁	項目	主な改訂内容	
26 27	基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	変更	ハンドル型電動車いすのJIS規格を追記。 自操用ハンドル型電動車いすの回転寸法を変更。
31	マニュアルの見方	変更	整備の内容と凡例について, ◇を「標準的な整備内容」に, ◆を「望ましい整備内容」に変更し, マークの説明を追記。

各施設共通

頁	項目	主な改訂内容	
共通	基本的な考え方等	新規	「2-1.建築物」～「2-6.開発行為に係る施設」の冒頭に, 各施設に共通した基本的な項目及びその内容を掲載。

2-1. 建築物

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容

頁	整備項目	項目	主な改訂内容	
38	-	7 事前協議 又は通知 の対象と なる行為	新規	増築等の場合、複合施設の場合、バックヤードの面積算入の場合についての例(絵図)を掲載。
39	-	8 整備対象 部分の考 え方	新規	増築の場合、増築部分以外の移動等円滑化経路も基準適合に努めることを記載。
44 45	建築物の主 な整備箇所	適用対象一 覧	変更	凡例を見直し、表の内容を整理。
46	-	移動等円滑 化経路の考 え方	新規	道路等から利用居室までの経路などにおいて1以上を移動等円滑化経路とする基本的な考え方を記載。
51 55	1.出入口	2.ドアの構造	新規	ドアの前後に水平部を設けた例(絵図)を掲載。
59	2.廊下等	1.床面の 仕上げ	新規	◇:「屋外の廊下等で横断方向に水こう配を設ける場合は、1/50~1/100程度とする」を記載。
60		3.有効幅員	新規	◇:「スーパーマーケットなど不特定多数の人が利用する200㎡を超える室においては1以上の経路を廊下等に準じて整備する」を記載。
78	4.階段	4.床面の 仕上げ	新規	◇:「段鼻(路面の端部)にすべり止め(ノンスリップ)を設ける」を記載。
81	5.エレベータ ー	整備基準の 対象区分 早見表	変更	○:学校、自動車車庫、事務所及び工場の床面積5,000㎡以上の場合の適用を追記
90	6.便所 a(福祉型便房)	機能分散の 考え方	新規	福祉型便房内の設備や機能について、個別機能や簡易型機能などによる分散化を図る基本的な考え方を記載。
91		1.便房の構造	新規	◇:「福祉型便房内の必要な設備として、洗浄装置、洗面器、鏡などを適切に配置する」を記載。
97		13.棚・ 長椅子等	変更	◇:荷物を置く棚及びフックを設置することについて、◆望ましい整備内容から◇標準的な整備内容に変更
99		15.オストメイ トのための 設備	変更	○♥:汚物流しを「洗浄機能付き」に、給湯設備を「シャワー型」に仕様を変更。
101		16.個別機能を 備えた便房	新規	個別機能を備えた便房として、オストメイト用設備のある便房、乳幼児連れに配慮した便房の例(絵図)を掲載。

110 111	6.便所 b(一般便所)	8.簡易型機能を備えた便房	新規	簡易型機能を備えた便房として車いす使用者用, オストメイト用便房及び同便房を配置した便所の例(絵図)を掲載。
114	7.駐車場	2.駐車施設の幅等	新規	◇:「床面は滑りにくい構造とし, できるだけ平たんとする」を記載。
133	10.視覚障がい者誘導用ブロック等	1.色	新規	◇:やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は周辺の床の仕上げと輝度比 2.0 以上を確保することを記載。
158	15.標識類	1.設置位置及び仕様	新規	◇:「色で識別する案内表示は文字を併記する」を記載。 ◇:「表示内容がJIS規格に定められているときはこれに適合させる」を記載。

2-2. 交通機関の施設

頁	整備項目	項目	主な改訂内容	
193	2.移動等円滑化された経路	移動等円滑化された経路	新規 新規	◇:「乗降動線において旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を移動等円滑化する」を記載。 ◆:「緊急時も勘案し移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましい」を記載。
203	6.階段	4.けあげ, 踏面	新規	○:「踏面の端部(段鼻部)は, 周囲の部分と色の明度差などを大きくすることにより段を容易に識別できるものとする」を記載。
207	7.エレベーター	1.大きさ	新規	◆:旅客施設の規模, 特性などを考慮し 20 人乗り以上のエレベーターを導入することが望ましいことを記載。
218	9.便所 a(一般便所)	1.案内表示	新規	◇:簡易多機能便房, おむつ交換シートなどがある場合には外からわかるように入出口付近や便房の外側に案内表示を行うことを記載。
221		機能分散の考え方	新規	多機能トイレを設置した上で, 一般便所においても簡易型多機能便房を設置し多機能トイレからの機能分散を図る考え方を掲載。
221		15.簡易型多機能便房	新規	簡易多機能便房を男女別に配置した例(絵図)を掲載。
222		16.簡易型多機能便房の構造	新規	◇◆:簡易型多機能便房の構造について整備内容を掲載。
228	9.便所 b(多機能トイレ)	15.オストメイトのための設備及び介護ベッド	変更	○:汚物流しを「洗浄機能付き」に, 給湯設備を「シャワー型」に仕様を変更。

234	11.視覚障がい者誘導案内	2.視覚障がい者誘導用ブロック	新規	○:「点状ブロックは、階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する位置に敷設する」を記載。
236		6.敷設方法	新規	◇:「階段踊り場の長さが3mを超える場合は階段の段から、傾斜路の場合は始末端部から30cm程度離れた箇所に奥行60cm程度の点状ブロックを敷設する」を記載。
238			新規	可動式ホーム柵・ホームドアがある場合の開口部の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法の例(絵図)を記載。
239 240		音声・音響案内	新規	「○車両等の運行・運航に関する情報を音声により提供するための設備を備える。」等を記載。
255 ~	各旅客施設		新規	バス・旅客船・航空旅客のターミナルに関する個別の項目について整備基準、標準的な整備内容等を掲載。

2-3. 道路

頁	整備項目	項目	主な改訂内容	
273	1.歩道	1.歩道の構造	新規	セミフラット型の場合で、交差点以外の横断歩道における構造の例(絵図)を掲載。
275			新規	マウントアップ型の場合で、交差点部、横断歩道部、歩車道交差点部、における構造の例(絵図)を掲載。
278			新規	マウントアップ型における車両乗り入れ部について「歩道の一般的構造に関する基準」から抜粋した絵図を例として掲載。
282		6.歩車と車道が接続部する部分	変更 新規	○:「当該部分の段差は2cm以下とする。」を追記。 ◇:「歩行者が通行する部分の縁端は、2cm程度の段を設ける」を記載。
285	2.視覚障がい者誘導用ブロック	1.色	変更	○:黄色での整備が困難な場合について、「周囲の舗装材の色との明度差又は輝度比の大きい色とする」を追記。
287 288		3.視覚障がい者用ブロックの敷設	変更	交差点部、屈折・屈曲部などの設置例(絵図)を変更。
293	3.乗降車場	1.構造	新規	◇:「停留所の歩道等の車道からの高さは15cmを標準とする」を記載。
298	4.標識類	1.設置位置及び仕様	変更	案内標識の高さ、標準セット、設置位置の設置例(絵図)を変更。

2-4. 公園

頁	整備項目	項目	主な改訂内容	
306	1.出入口	6.標識類	変更	車止め柵設置例(絵図)を削除。
309	2.園路	移動等円滑化園路の考え方	新規	◇:「整備基準に適合する公園施設が設置されている場合、移動等円滑化経路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる」を記載。
310		2.こう配	変更	○♥:「こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに水平部分を設ける」に変更(下線部を追記)。
320	5.便所	1.便所の構造	新規	○♥:「壁面の高さ70cmから80cmまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式とする」等を掲載。
			新規	福祉型便房に多様な機能を備えた場合の例(絵図)を掲載。
326	6.駐車場	1.設置位置	変更	○♥:「車いす利用者用駐車施設は経路の距離ができるだけ短くなる位置でありかつ、車の動線を横切らない位置に設ける」に変更(下線部を追記)。
		2.駐車施設の幅	新規	○♥:「車いす利用者用駐車施設の後部には幅135cm以上の安全路を設置する」を記載。
328		5.駐車場の出入口までの通路	変更	○♥について、駐車場内の通路の構造は「公園条例」の基準を掲載(建築物に定める構造ではない)。
342	14.休憩所及び管理事務所	留意事項	新規	「整備基準、誘導基準ともに休憩所のうち1か所以上の整備を求める」を記載。
345	15.屋根付き広場	留意事項	新規	「整備基準、誘導基準ともに屋根付き広場のうち1か所以上の整備を求める」を記載。

2-5. 路外駐車場

頁	整備項目	項目	主な改訂内容	
359	—	4.路外駐車場の通路	変更	[移動等円滑化経路] ○:「場内の通路のうち1以上を整備する」を追記。 ♥:「場内の主な通路を整備する」を追記。
361	—	6.機械式駐車装置	新規	◇:「機械式駐車装置は(社)立体駐車場工業会の認定を受けたものとする」を記載。

2-6. 開発の行為に係る施設

頁	項目	主な改訂内容	
366	6 事前協議又は通知の対象となる行為	新規	福岡市への帰属を前提とした道路、公園の整備は、それぞれ「2-3.道路」「2-4.公園」の基準等による。

3. 資料編

3-1. 技術的資料

頁	項目	主な改訂内容	
378 379	便房内の操作部の配置等 手すりの点字表示	新規	各施設に共通するJIS規格のためタイトルを変更してコラムから技術的資料に移設。
383 ～	カラーバリアフリー	新規	各施設に共通するJIS規格のためタイトルを変更してコラムから技術的資料に移設し、わかりやすい色の組み合わせ等を追記掲載。
386	都市サイン 表示のルール	新規	建築物などにおいて道路などの公共空間と一体的に誘導する際の標識類の表示のルールを掲載。
394	ピクトグラムの例	変更	高齢者や障がいのある人のための優先設備及び優先席の図記号、外国人等観光客のための図記号を追記。

3-2. 関係法令等〔別冊〕 ※別冊のページ(「3-2.関係法令等」は市ホームページに掲載)

頁※	項目	主な改訂内容	
47	特定施設整備項目表(チェックリスト)	変更	整備概要欄を削除し、記入方法欄の内容を修正。
64	福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例	新規	左記条例は「道路」の誘導基準となっているため関係法令として掲載。
73	福岡市公園条例(抜粋)	新規	左記条例は「公園」の整備基準及び誘導基準となっているため関係法令として掲載。

コラム

頁	項目	主な改訂内容	
65 ～ 67	ロービジョン者について 他	新規	「ロービジョン(弱視)者の見え方」や「ロービジョン者に配慮した整備」、「ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方」を掲載。
118	ふくおか・まごころ駐車場制度について	新規	障がい者等用駐車場などを車の乗り降りや移動に配慮が必要な人が安心して利用できるようにするための福岡県の制度を掲載。
125 126	歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方	新規	歩道状公開空地等は原則として道路の歩道と同様のバリアフリー整備に努めることについて記載。
155	「赤ちゃんの駅」に登録しよう	新規	授乳やオムツ替えなどの基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育てを支援する環境づくりに努めることについて記載。
284	工事中のバリアフリー配慮	新規	工事中の安全対策としてバリアフリーに配慮し、安全で快適に公共空間を利用できるように工夫について記載。
291	横断歩道のエスコートゾーンについて	新規	横断歩道上における視覚障がい者の誘導について追記。

巻末

頁	項目	主な改訂内容	
400	福岡市バリアフリー整備研究会	新規	整備研究会の開催時期と内容、委員名簿を掲載。